

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、市町村に対し無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成22年2月1日総情上第4号総務大臣一部改正通知）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）とは、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るための施設及び設備を設置する事業であって、原則として過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）、山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）、特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）又は豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）のいずれかを含む市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が行うものをいう。なお、総務大臣が無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第1条に定める補助金を交付すべきものとして認めた場合はこの限りではない。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表1に掲げる経費の総額とする。

(補助額)

第4条 知事は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において対象となる市町村に補助する。

ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円を下限とする。

区分	額
無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）が複数社参画し事業を実施する場合にあっては、3分の2に相当する額
	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、無線通信事業者が複数社共同で実施する場合にあっては、3分の2に相当する額
	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、第1号様式の添付資料の項に定めるとおりとする。
- 3 第1項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 別表1に掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更であるもの。
- (2) 交付決定額の引き上げがなく、補助対象経費が20%以内の減額であるもの。
- (3) 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要があるもの。
- (4) 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するもの。
- (5) 補助目的及び事業能率に關係のない事業計画の細部変更であるもの。

（変更の承認）

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島県無線システム普及支援事業費補助事業変更承認申請書（第2号様式）又は中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

- 2 申請を取り下げるとする市町村長は、前項に規定する期日までに、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付申請取下げ届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（事故の報告）

第9条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに福島県無線システム普及支援事業費補助事業事故報告書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行及び収支の状況の報告は、知事が必要と認めて指示したとき、福島県無線システム普及支援事業費補助事業実施状況報告書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 市町村長は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県無線システム普及支援事業費補助事業完了報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県無線システム普及支援事業費補助事業実績報告書（第8号様式）により事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 市町村長は、補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第12条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定した後に支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、福島県無線システム普及支援事業費補助金精算（概算）払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに福島県無線システム普及支援事業費補助金消費税額の額の確定に伴う報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産処分の制限)

第14条 市町村が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る財産処分申請書（第11号様式）により知事の承認を得なければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

2 前項の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、別表2に定める基準に該当する場合は、福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る財産処分届出書（第11号様式）により届出をもって知事の承認があつたものとみなす。

3 市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せざることがある。

4 市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従つてその効率的な運営を図らなければならない。

5 市町村は、補助事業により取得した土地を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、第一項に基づく知事の承認又は第二項に基づく届出の後でなければ行うことができない。

(事後の検証)

第15条 市町村長は、携帯電話等エリア整備事業により取得した施設について、第12号様式による報告書を知事が別に定める方法により知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく報告書の提出を受けたときは、市町村長に対し、必要な助言等をすることができる。

(書類の提出)

第16条 市町村長が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、3部提出しなければならない。ただし、本要綱第12条及び第13条に基づく書類及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第21条の3に基づく電子情報処理組織による申請等は除く。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年4月1日 3情第223号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用の際、現に改正前の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれ改正後の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際に現に改正前の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年4月7日 2情第44号）

- 1 この要綱は、令和2年4月7日から施行する。
- 2 この要綱の適用の際、携帯電話等エリア整備事業について、現に交付又は交付決定されている補助金、国が令和元年度予算を繰り越して令和2年度に交付決定する補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月19日21情第2178号）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。
- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域において、災害により被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、第2条中「設置する」の字句を「整備する」に読み替えるものとする。

附 則（平成23年12月20日23情第1317号）

- 1 この要綱は、平成23年12月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則（平成24年3月29日23情第1904号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日25情第1969号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月24日27情第183号）

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則（平成28年8月17日28情第700号）

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)	過疎地等において移動通信用鉄塔施設の整備を行うもの	<p>(1) 施設・設備費</p> <p>ア 移動通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機 (キ) 伝送用専用線（最寄りの交換局等に至るまでの間において一體的に機能する施設・設備を含む。） (ク) 電源施設（予備電源設備を含む。） (ケ) 監視・制御装置</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費（調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等を含む。）</p>
	(2) 用地取得費・道路費	<p>ア 前号の施設・設備を設置するため必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費（調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等を含む。）</p>

附帯施設（知事が別に定める施設・設備）

- (1) 電柱
- (2) 接地線
- (3) 屋外照明施設
- (4) マンホール
- (5) 空調設備
- (6) 監視設備
- (7) 航空標識灯設備
- (8) 消火設備
- (9) 水道施設
- (10) 貯水タンク
- (11) ろか器
- (12) 洗面・手洗施設
- (13) 仮眠施設
- (14) (1)から(13)までに掲げるものに類する施設・設備

別表2（第14条第2項関係）

- 1 災害又は火災により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。
- 2 以下の要件を満たす財産処分である場合
福島県無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用すること。
 - (1) 地域情報施設
 - (2) 研修施設
 - (3) 防災施設
 - (4) 試験研修施設
 - (5) 社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）
 - (6) 社会体育施設（体育館等）
 - (7) 文化施設（美術館等）
 - (8) 児童福祉施設（児童館等）
 - (9) 老人福祉施設
 - (10) 障害者福祉施設
 - (11) 特定非営利活動法人（NPO）拠点施設
 - (12) 公害防止施設
 - (13) 医療施設
 - (14) 庁舎
- 3 2以外の場合であって、対策事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用に資すると認められる場合であり次のいずれかに該当する場合
 - (1) 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - (2) 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - (3) 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を提供するための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - (4) 市町村の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
- 4 対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合

第1号様式（第5条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり福島県無線システム普及支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 千円

(消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。)

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 交付を受けようとする事業の区分

無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

4 補助事業の概要

別紙1のとおり

5 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
 - (2) 無線通信事業者が、補助事業によって整備される施設を利用する確認できるもの
 - (3) 市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱
 - (4) 工事概要書
- 別紙2のとおり

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

別紙1（第1号様式関係）

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数 及び人口（注1）

(千円)

補助金申請額		事業費 ①+②	財源内訳	
(①+②) ×補助率			県補助金①	市町村の負担額②
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
合計				

備考

（注1）無線通信用施設及び設備を設置する事業（令和2年度事業以降）及び無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除き、記載するものとする。

別紙2 (第1号様式関係)

工事概要書

事業を行う者の名称
代表者氏名

1 設置場所 ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

2 建設用地

(1) 敷地面積 ○○○. ○ m²

(2) 海抜高 ○○○ m

(3) 敷地の所有関係

購入

借地

既所有

(4) 用地周辺の状況

県、市有地、その他（具体的に）の別
主な借地条件（借地料、借地期間等）

平地、山地の別

取付道路の必要な有無（必要であればその長さ）等

(5) 開発規制の状況

地目 ○○○

開発規制指定解除の必要な有無

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建

(2) 建築面積 ○○○. ○ m²

(3) 延べ床面積 ○○○. ○ m²

(4) 鉄塔の構造等 ○○○○型 高さ（地上高） ○○ m

(5) ケーブルの長さ ○○○ m

(6) 中継増幅装置の数 ○台

4 実施計画

(1) 着手（予定）年月日 年 月 日

(2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日

(3) 着工（予定）年月日 年 月 日

(4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名（携帯電話）	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日

6 資金計画

(千円)

収 入		支 出 (事業費)	
財源内訳	経費区分		
補助金	交付(予定)額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・ 道路費	
借入金			
事業者の負担金			
自己資金			
その他() (注2)			
小計			
合計		合計	

(注2) 財源の内容を記入する。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図

第2号様式（第7条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助事業変更承認申請書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度
福島県無線システム普及支援事業の一部を変更する必要があるので、福島県補助金等の交付等
に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
合計			

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円
補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

第3号様式（第7条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助事業中止（廃止）承認
申請書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度福島県無線システム普及支援事業費補助事業を中止（廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工部分額	未施工部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合計			

3 事業再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年月日～年月日
(2) 完了予定日 年月日～年月日

第4号様式（第8条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度
福島県無線システム普及支援事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、福島県補助金等の交付等に関する規則第8条第1項の規定により、同補助金 千円の交付申請（ 年

月日付け 第号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容 又は交付の決定に付された条件	理由

第5号様式（第9条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助事業事故報告書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

2 対策事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

第6号様式（第10条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助事業状況報告書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度
 福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

補助事業状況表

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A) %	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・ 道路費					
合計					

第7号様式（第10条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助事業完了報告書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 交付決定額	円
2 着手年月日	年月日
3 完了年月日	年月日

第8号様式（第11条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助事業実績報告書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業は、完了しましたので、 年度における実績について、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績見込額
県補助金			

2 対策事業の実施状況 (注1)

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名 (注2)	サービスエリア		サービス開始 (予定) 年月日
		市町村名	エリア内世帯数 (注2) (注3)	

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 無線通信用施設及び設備を設置する事業（令和2年度事業以降）及び無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は「エリア内世帯数及び人口数」の記入を要しない。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
市町村の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他 () (注 3)			
小 計			
合 計			

支 出		
経費区分	予 算 額	実績見込額合計 (支出額合計)
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注 3) 財源の内訳を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 完成届写し
- (3) 檢査調書写し
- (4) 実施設計書
- (5) 施設購入契約書等の写し
- (6) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (7) 当該施設等の完成写真

第9号様式（第12条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助金精算（概算）払請求書

年月日付け 第号で補助金の交付決定通知のあった 年度福島県無線システム普及支援事業費補助金の精算払（第回概算払）を受けたいので、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 円也

2 内訳

(精算払の場合) (円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額①-②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合計				

(注1) 負の場合は△印を付すこと。

(概算払の場合) (円)

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算払受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合計				

第10号様式（第13条関係）

番号
年月日

福島県知事

市町村長 氏名

福島県無線システム普及支援事業費補助金消費税額の額の確定に伴う報告書

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額	¥	円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	¥	円
3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	¥	円
4 補助金返還相当額（3-2）	¥	円

（注）積算の内訳を添付すること。

第11号様式（第14条関係）

番 号

年 月 日

福島県知事

市町村長 氏 名

福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る財産処分申請（届出）書

平成 年度において、福島県無線システム普及支援事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（届出）します。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 施設設置者（事業主体）の名称
- (3) 施設の所在地
- (4) 事業費
 - ア 県補助金
 - イ 市町村負担金
 - ウ 事業者負担金

4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方
- (2) 処分しようとする財産の範囲
 - （処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
- (3) 処分の期間
- (4) 処分の条件（注1）
 - （無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

5 その他参考資料

第12号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事

市町村長

年度福島県無線システム普及支援事業費等に係る事後検証に関する報告書

福島県無線システム普及支援事業等により取得した施設に関して、福島県無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 対象エリアの概要

事業完了年度 (額の確定年月日)	市町村名 (地区名)	対象エリアにおける通行量等 (測定対象データ) (注1)
()	()	()

(注1) 対象エリアにおける通行量等（交付申請書の備考に記載した、道路等の通行量、施設等の入込数等）を算出単位（1日当たり、年間累計等）が分かる形で記載する。なお、測定対象データが複数ある場合には主たるもののみ記載するものとする。

2 事後検証

報告回数	調査対象年度 (注2)	対象エリアにおける通行量等 (注3)
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		
第5回		

(注2) 事業完了年度の翌年度から5年間を報告対象期間とする。2回目（事業完了年度の2年後）以降の報告時には、前回報告内容に追記する形で報告するものとする。

(注3) (注1)と同じ対象データを測定し記載するものとする（報告年度内における調査月日については任意とする）。